東広島市教育委員会定例会（令和８年６月）議事録

１　日　　時　令和８年７月１日（水）午後１時～午後２時９分
２　出席者
（１）教育長　市場教育長
（２）委　員　京極教育長職務代理者、島本委員、棚橋委員、柏崎委員、正司委員
（３）事務局　【学校教育部】
片岡学校教育部長、榊原教育参与、矢原教育監、村上学校教育部要支援児童政策統括監兼教育総務課長、細本教育総務課施設安全担当課長、鷹橋学事課長、西村指導課長、今井指導課参事、郡司教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長
【生涯学習部】
福光生涯学習部長、中川生涯学習部次長兼生涯学習課長、坂木生涯学習部こどもの居場所づくり統括監兼青少年育成課長、大内スポーツ振興課長、倉増文化課長、尾畑生涯学習課課長補佐兼地域の学びの企画係長兼管理係長
（４）書　記　信原主任
３　場　　所　北館２階　201会議室
４　議　　題
（１）議案事項
議案第12号　東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について
（２）報告事項
報告第24号　令和９年度主要事業に係る提案活動について
報告第25号　令和８年第２回東広島市議会定例会について
報告第26号　学校給食非喫食者への支援について
報告第27号　GIGAスクール構想の進捗状況等について
（３）その他
ア　第38回東広島市民スポーツ大会開会式及び陸上の部の中止について
イ　「堀尾幸男 舞台美術展 「無限」のたわむれ」の開催について

開会　午後１時

○　市場教育長：それでは、定足数に達していますので、令和８年６月の教育委員会定例会を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、棚橋委員と柏崎委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者の指名の報告

○　市場教育長：はじめに、先日の市議会定例会におきまして、京極委員の任命に同意する議案が議決されました。つきましては、引き続き、京極委員が務められていた教育長職務代理者に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第13条第２項の規定に基づき、本日付けで京極委員を指名いたしましたので、報告します。それでは、京極委員から一言お願いいたします。

○　京極教育長職務代理者：私も教育委員になって長いので、意見も同じようなことしか言えないかと思いますが、ご指名でございますので、引き続きお願いします。私はこの度で４期目になります。１期目では、くららや美術館などハードのお話が中心で、２期目では、小中学校の統合の話がありました。今は子供たちや教員の方々といった人のお話になってきているところで、１番難しいところで教育長も皆さんも大変だと思います。微力ながら、引き続き、よろしくお願いいたします。

○　市場教育長：ありがとうございました。京極委員におかれましては、今後とも、ご指導、ご助言いただきますようお願い申し上げます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

　本日の会議の進行でございますが、すべて公開で行いたいと思います。委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

　それでは、すべて公開とすることに決定します。

議案第12号　東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について

○　市場教育長：それでは、議案事項からですが、議案第12号　東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

○　坂木生涯学習部こどもの居場所づくり統括監兼青少年育成課長：それでは、資料１ページをご覧ください。１提案理由でございますが、令和８年１月の定例会において、児童青少年センターの休館日を変更することについてご承認いただいたところですが、その条文の表現を整理し、規定内容をより明確にするため、この議案を提出するものです。２ページをご覧ください。第３条の休館日の規定について「（2）「祝日法」」を、略称から正式名称の「国民の祝日に関する法律」に変更し、表記を明確化するものです。また、この変更に合わせ、各号の規定の順を、はじめに西条と高屋の２つのセンターに共通する項目、次に高屋の第２児童青少年センターのみに関する項目の順に変更いたします。なお、休館日の運用自体に変更はございません。施行期日でございますが、公布の日からでございます。

○　市場教育長：ありがとうございました。

　ただいまの議案第12号　東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○　市場教育長：なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。それ

では、提案のとおり決定いたします。

報告第24号　令和９年度主要事業に係る提案活動について

○　市場教育長：それでは、報告事項に移ります。報告第24号　令和９年度主要事業に係る提案活動について、説明をお願いいたします。

○　村上学校教育部要支援児童政策統括監兼教育総務課長：それでは、「報告第24号 令和９年度主要事業に係る提案活動について」ご報告いたします。

まず、１ページ、提案活動の全体概要についてでございます。国の概算要求の時期に合わせ、「２　提案先及び提案時期」に記載の関係機関等に対し、「３　提案方法」に記載のとおり、訪問または郵送等により提案活動を行うものでございます。「４　提案項目」は、全77項目となっており、そのうち、教育委員会関係分は、10項目でございます。

２ページをお願いいたします。教育委員会関係の個別の提案項目について、ご説明いたします。まず、「提案項目６　グローバル人材の育成を図る国際教育の推進体制の充実」についてでございます。本市では、広島大学等の立地や半導体関連産業の集積を背景に、外国人市民や高度外国人材が増加しています。これに伴い、公立学校においても、国際的な視野や語学力を育成する教育環境の充実が求められています。こうした中、教科を英語で指導する教育の推進など、先導的な国際教育の実施を検討していますが、その実現には、専門性を有する教員の確保・育成やICT環境の整備など、体制面の充実が不可欠です。このため、国及び県に対し、必要な体制整備及び拠点校における教育環境の充実に向けた財政措置を含む総合的な支援策の充実を提案するものでございます。

３ページをお願いいたします。「提案項目22　学校部活動の地域展開に係る財源確保」についてでございます。国は、令和８年度から令和13年度までを改革実行期間とし、休日の学校部活動の地域展開を進める方針を示しています。本市においても、令和10年度中の休日の地域展開に向けた検討を進めていますが、制度の持続的な運用のためには、指導者の確保・育成、生徒の移動支援、運営体制の整備などに対する継続的な財源確保が必要です。しかしながら、自治体単独での対応には限界があることから、国及び県に対し、指導者報酬、移動費、運営費等に係る財政支援制度の創設及び拡充を提案するものでございます。

４ページをお願いいたします。「提案項目23　学校施設の長寿命化に対する財政措置の拡充」についてでございます。学校施設の老朽化については、計画的に長寿命化改良事業を推進しているものの、国の交付金が十分に確保されないなど、財源の確保が課題となっています。ページ下半分の、１段目の表ですが、学校施設の老朽化が進む中、本市においても、今後10年間で約300億円の工事費を要する見込みです。このため、国に対し、事業に必要な予算の確保及び財政措置の拡充を提案するものでございます。

５ページをお願いいたします。「提案項目24　学校給食費無償化の取組に対す

る財政支援の拡充」についてでございます。令和８年度から、小学校を対象とした「学校給食費負担軽減交付金」が創設されましたが、中学校への支援は措置されていません。本市では、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し保護者負担の抑制を図っていますが、中学校における給食費無償化の実施は、自治体の判断に委ねられている状況にあります。また、小学校においても国の基準額では食材費を全額賄えず、不足分は市費により補填しています。このため、国に対し、中学校給食費無償化の早期実現及び小学校給食費の完全無償化に向けた財政措置の拡充を提案するものでございます。

６ページをお願いいたします。「提案項目25　地域の拠点校を核とした高等学校間連携の在り方の検討」についてでございます。本市では少子化の進行や市外進学の増加により、生徒の多様な進路ニーズに対応できる高等学校の確保が課題となっています。県立高等学校の今後を考えるにあたり、学校規模のみを基準とした再編では、進路の多様性や地域性への配慮が不十分となり、生徒の選択肢の縮小や若者の流出につながるおそれがあります。こうした状況を踏まえ、地域の拠点校を核として周辺校と連携し、それぞれの強みを生かした教育体制の構築が必要であると考えます。このため、県に対し、多様な進路の確保に向けた高校間連携の在り方について、早期の制度的検討を、提案するものでございます。

７ページをお願いいたします。「提案項目26　不登校等児童生徒への支援」についてでございます。不登校児童生徒への対応として、多様な学びの場の整備や、学校と福祉機関等との連携強化が求められています。このため、県に対し、スペシャルサポートルームの設置及びスクールソーシャルワーカーの増員など、支援体制の充実を提案するものでございます。

８ページをお願いいたします。「提案項目27　生涯学習施設の長寿命化に対する財政支援の拡充」についてでございます。生涯学習関連施設の長寿命化につきましては、長期修繕計画を作成し、計画的に改修を行うこととしておりますが、ページ下半分の右側の表、「主要８施設の概要」に示してあるとおり、築30年を超える施設が５施設あり、施設の長寿命化に伴う財政負担が、多額となる見込みでございます。このため、国に対し、これらの費用に対応できる新たな補助制度の創設等、財政支援の拡充を提案するものでございます。

９ページをお願いいたします。「提案項目52　特別な配慮を要するこどもへの総合的な支援体制の充実」についてでございます。本提案は、学校教育部、生涯学習部、健康福祉部、こども未来部の４部局が、合同で提案するものでございます。発達特性等により特別な配慮を要する子どもは年々増加しており、支援ニーズは保健・医療・福祉・教育・放課後など多分野にわたり高度化しています。切れ目のない支援を実現するためには、自治体単独での対応、個別の制度ごとの対応では限界があり、専門人材の確保や広域的な支援調整等が必要です。このため、国及び県に対し、分野横断的かつ包括的な支援体制の整備を、提案するものでございます。

10ページをお願いいたします。「提案項目55　人口減少地域（本市北部地域）への放課後等デイサービス事業所などの開設支援」についてでございます。本提案は、生涯学習部と健康福祉部が、合同で提案するものでございます。人口減少地域である本市の北部地域では、放課後等デイサービス事業所などの社会資源の偏在により、要配慮児童が個々の特性に応じた療育を受ける機会に限りがございます。このような状況を踏まえ、国及び県に対し、人口減少地域に新規参入する事業所の開設に係る補助金の創設や、放課後等デイサービス事業所が、当該事業所に通所している児童が利用する放課後児童クラブに対し、支援方法の引継ぎや助言などの移行支援を継続的に実施できるよう、その体制整備に必要な財政支援の充実を提案するものでございます。

11ページをお願いいたします。「提案項目56　子ども・子育て支援交付金の拡充による要配慮児支援強化」についてでございます。放課後児童クラブは、支援員の人材不足が続いている中、障がい特性に応じた支援がより高度化しており、一般の支援員だけでは対応することが困難なケースも増えており、現場における大きな負担となっております。増加する要配慮児童一人ひとりの特性に応じた支援を行うためには、専門的知見を持つ職員の配置が必要であることから、国及び県に対し、「子ども・子育て支援交付金」の拡充による、障がい児加配支援員の補助基準額の増額を提案するものでございます。

「令和９年度主要事業に係る提案活動について」の説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○　市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○　島本委員：10ページ、11ページ放課後デイサービス、児童クラブとはいきいきこどもクラブ のことでしょうか。公設と民間の割合や比較を教えてください。

○　坂木生涯学習部こどもの居場所づくり統括監兼青少年育成課長：公設60ｸﾗﾌﾞ、民間33クラブございます。

○　市場教育長：今後の展望はいかがですか。

○　坂木生涯学習部こどもの居場所づくり統括監兼青少年育成課長：中心部のニーズが増えていますので、民間を増やしていければと考えています。

○　島本委員：６年生も受け入れられていますか。古民家で受けていただいているようですが、学年制限について教えてください。

○　坂木生涯学習部こどもの居場所づくり統括監兼青少年育成課長：対象は１年～６年生ですが、希望が多い場合は低学年を優先しております。低学年が多い状況です。

○　島本委員：民間大手、古民家等増えていけばいいと思います。

○　棚橋委員：11ページの放課後児童クラブについて、実際足りていないという状況ですが、専門的な知識を持つ職員が必要ですが、２日に１回しかこないときや、来られない場合は専門的でない人が対応しているのですか。

○　坂木生涯学習部こどもの居場所づくり統括監兼青少年育成課長：放課後児童クラブは

個別支援ではなく、集団支援で対応しています。日々の支援は常勤支援員などが対応します。巡回相談で県の発達センターから来ていただいたり、当課のアドバイザーにより指導助言を行ったりしています。

○　棚橋委員：加配というのは専門的な人を配置するのか、支援員を増やすのかでしょうか。

○　坂木生涯学習部こどもの居場所づくり統括監兼青少年育成課長：現状は専門的な人員を配置できていません。その点についても今回要望しております。より専門的知見を持つ人を増やしていきたいと考えています。

○　棚橋委員：予算が付いた場合、人は増やせるのでしょうか。そもそも専門人財が不足しているのか、どちらでしょうか。

○　坂木生涯学習部こどもの居場所づくり統括監兼青少年育成課長：人材は潤沢ではないと感じています。学校現場、福祉現場も含め限りある人材をどのように活用できるか総合的な検討が必要であると考えております。

○　棚橋委員：ありがとうございました。

○　京極教育長職務代理者：グローバル人材の育成は具体的にどのように動くのですか。

○　西村指導課長：広島大学と連携して、グローバルクラスの開設を研究しているところです。

○　京極教育長職務代理者：東広島市は国際研究教育都市を標榜していることもあり実際に外国からも来られている。語学がやはり大事なことだと思います。将来的なことも含めて計画をとっていただきたい。

○　西村指導課長：英語に関して語学のところと、外国人日本人がともに学んでいくうえでお互いの良さを生かしながら生活していくことを目指しています。

○　京極教育長職務代理者：小学生に向けてだと思いますが、小学生は吸収が早いです。子供たちは進めたらいいと思います。

○　市場教育長：ほかにはありませんか。

報告第25号　令和８年第２回東広島市議会定例会について

○　市場教育長：次に、報告第25号　令和８年第２回東広島市議会定例会について、説明をお願いいたします。

○　片岡学校教育部長：別冊１ページをお願いします。報告第25号　令和８年第２回東広島市議会定例会について御説明を申し上げます。本定例会は、令和８年６月８日から６月25日までの18日間にわたり開催をされ、一般質問を通じ幅広い審議が行われたところでございます。また教育委員会関係の案件につきましては、まず（1）報告事項として、教育文化振興事業団の経営状況及び繰越明許費について報告を行い、また教育委員会委員の任命につきまして同意を得るとともに、郷田小学校の長寿命化改良工事を初めとする契約案件や、補正予算につきまして、いずれも御承認を頂いたところでございます。続きまして、一般質問における学校教育部関係の質問答弁の概要について御説明申し上げます。学校教育部関係の質問

答弁の概要について御説明申し上げます。デジタル化の進展、それから子供取り巻く課題の多様化といった、社会変化に対応した教育の在り方について幅広い観点から御質問を頂いたところでございます。主な質問について要点を絞って申し上げます。質問要旨の下から２行目、特定エリアにおける急激な児童生徒数の増加や教員不足のリスクへの対応について、

６ページをお願いします。まず、未来予測に基づく本市のまちづくりについてのうち、児童生徒の変動を踏まえた教育環境の整備に関する質問でございます。答弁の１行目、本市の現行の児童生徒数推計は、住民基本台帳をもとに、進学状況などの要素を加味したフォアキャスティングによる推計を行っていますが、７ページ４行目で、今後は、新たな手法の研究を進め、より精度の高い予測に基づく、施設整備、あるいは人員配置に取り組む必要がある旨を答弁したところでございます。

８ページをお願いいたします。学校教育の負担軽減についてのうち、保護者負担の軽減と教育費の在り方についての質問でございます。答弁の４行目、学用品費等が家庭に一定の負担となっている認識のもと、９ページの５行目になります。教材の必要性や活用方法を見直す中で、算数セットや、実技教材の内容を精選し、兄弟姉妹間での共有を可能とするとともに、一部を学校備品として整備することにより、購入点数や費用の削減を図っております。また国語辞典や社会、社会科資料集等につきましては、希望購入とし、学校蔵書や、1人1台端末を活用しているほか、音楽科や家庭科等の副教材についても見直しを行い、より安価な教材への変更などによりまして、保護者負担の軽減に努めております。こうした取組について説明をするとともに、今後につきましても、各学校の実情に応じた改善を進めていく考えをお示ししたところでございます。

11ページをお願いします。教育施策についてのうち、幼保小の接続と教員の資質向上についての御質問でございます。答弁の下から８行目、昨年度、幼保小連携の取組をまとめたリーフレットを作成し、子供像を明文化するとともに、研修においてその共有を図っております。また、13ページをお願いします。本市におきましては、下から７行目あたりですが、今年度は、幼保小連携接続モデル地域の中心であります八本松小学校において、近隣の保育園・保育所と連携した保育体験の実施を検討しているところでございます。

続いて14ページをお願いします。教育施策についてのうち、教員の働き方改革と人材確保についての御質問でございます。答弁の４行目、市立の全小・中学校を対象としたアンケート結果を踏まえ、ICT環境の整備や、校務支援システムの導入などによりまして、教員の負担軽減は一定程度図られている一方で、11行目ですが、不登校児童生徒や、外国につながる児童生徒への対応、またいじめ事案への対応、さらには保護者対応の複雑化などによりまして、教員の負担は依然として大きい状況にあります。このため、下から４行目ですが、人員配置の充実を図るとともに、複雑化する保護者対応については、教育委員会や専門機関との連携

を一層強化するほか、ICT環境のさらなる活用に加え、生成AIの活用を含めた取組を進める方針を示しました。

次に安全安心な教育環境の確保について、複数の議員から御質問を頂いております。その中で22ページをお願いします。児童生徒の安全安心を守る教育環境の整備についてのうち、今後の学校安全対策について、防犯カメラの活用を含めどのような方向性で取り組んでいくのかとの御質問でございます。答弁の８行目、防犯カメラにつきましては、児童生徒の安全確保を図る上で有効な手段の一つであることから、学校施設の大規模改修に合わせて整備を進めるとともに、必要に応じて学校からの要望を踏まえ、警察との協議の上、個別に設置する設置を検討する考えを示したところでございます。あわせて、教職員の危機管理体制の強化や、危機管理マニュアルの整備見直し、避難訓練や安全教育の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携した見守り活動を推進するなど、ハードソフト両面からの取組を一体的に進めていく方針を示したところでございます。

次にICT教育、それから子供の生活環境への対応につきましても、複数の議員から御質問を頂いております。この中で35ページです。子供のスマホSNS利用のうち、子供の生活習慣やデジタル利用への対応についての御質問でございます。答弁の１行目にございます通り、睡眠時間の確保は、心身の健やかな成長に不可欠であるとともに、学習意欲や集中力、情緒の安定にも関わる重要な課題であるとの認識を示したところでございます。また睡眠ガイドにおいて推奨される睡眠時間を確保できている割合は、小学生で約４割、中学生で約３割となっております。こうした状況を踏まえ、スクリーンタイムの長時間化が、就寝時刻の遅れなどにつながる可能性があることから、生活習慣の改善について、学校と家庭が連携しながら、子供たちの健やかな成長を支える環境づくりに努めていく考えを示したところでございます。

このほか、中学校給食費の在り方や、活動地域展開などについても御質問頂き、それぞれ本市の考え方と今後の方向性を説明したところでございます。学校教育部関係の一般質問答弁の説明は以上です。

○　福光生涯学習部長：生涯学習部へは、６名の議員からご質問がありました。まず、53ページ、志和にあります長者山城について、国県市が連携した調査から文化財指定に至るまでの一般的なプロセスと長者山城への適用の見通し、合わせて、登られる見学者の安全確保や経営環境の法規整備についてでありました。これに対しまして、長者山城が本市にとって大変貴重な歴史資源となる可能性があると認識して、まずは専門家による学術調査を行って、その成果を踏まえて、発掘調査の必要性や、文化財指定に向けた方向性について、国県と連携しながら検討していくという答弁をしています。また、見学者の受入れ環境について、現時点では文化財としての範囲や保全方針が確定していないため、登山道やトイレ、案内版の整備は慎重に進める必要があると答弁しています。

続きまして55ページ、酒蔵通りの歴史的景観を維持して、伝統的建造物群保存

地区の指定も含めた景観形成の取組や、それを実現するための具体的な支援、さらに住民や酒蔵関係者、地域事業者など多様な主体で連携した取組はどうなのかという質問がありました。これに対しまして、酒蔵通りでは、歴史的景観保存、地域活性化が課題となっている中で、伝統的建造物群として保存地区制度の導入を目指して、平成30年から調査を進めて、令和５年からは、住民説明会やワークショップを実施してきたこと、さらに、昨年12月には、西条酒蔵通り地区景観保存推進協議会を設立して、地域と価値の共有や将来のまちづくりに向けた協議を進めていくという答弁をいたしました。

続きまして、57ページでございます。木村議員からいきいきこどもクラブ 、この運用について先ほど御質問ありましたけども、議員の方からも質問がありました。まずは学童保育における支援員の資質の向上について、市としてどのように考えているのかという質問でした。これに対しましては、広域研修や市独自の研修、オンライン研修の活用を進めていくとともに、全ての市民の参加しやすいよう、開設時間を避けて実施していくことなど、答弁しております。

続きまして、先ほど棚橋委員から質問ありましたけども、発達特性が疑われる児童への支援体制について質問がありました。加配職員の柔軟な配置や、専門職による巡回支援など、現場を支える体制を強化していく考えはあるのかという質問でした。これに対しましては、本年４月に、教育委員会に子供ケアスタッフ２名を配置したこと。さらに、要支援児童政策統括監を設置して、市長部局と教育委員会が一体となった支援体制を進めているということ。また、必要に応じて代替支援員を配置できるように、200名を超える登録体制を整えていると答弁いたしました。さらに、先ほど坂木から申しましたように、県の専門機関による巡回相談や、大学と連携した学習、市独自の支援員アドバイザーによる助言体制などにより、要配慮児童を支援する体制を進めていると答弁しました。

続きまして、学童保育全体の安全性の向上に向けた市の見解についてはどうかという質問でした。これに対しまして、放課後児童クラブの運営については、安全の確保と、子供が安心して過ごせる居場所づくりの両面が重要だと認識していて、公設民設を問わず、安全計画に基づく施設点検や避難訓練、不審者対応訓練を実施していると答弁しています。また、子供自身が危険を予測して回避する力を身につけられるよう支援員が子供と一緒に過ごし方や進め方について話し合って、ルールづくりに参加する取組を進めておりますと答弁しました。

続きまして60ページをお願いします。例えばチアリーディングやダンスなど新しい競技ニーズのように、多様化する市民の活動ニーズに対応して設備をどのように把握して、限られた予算の中で、既存施設の改修や今後の施設整備に柔軟に対応していくかという質問ですけども、これに対して、スポーツや文化活動は時代の変遷とともにニーズが多様化しており、ダンスやチアリーディングに用いる大型の鏡についてもニーズが高まっていることから、他自治体の導入事例の研究などを進めていくという答弁をしています。また、今年の4月に、公共施設等総合

管理計画に基づいて、限られた予算の中で効率的、計画的な整備改修を進めると答弁しました。

続きまして、地域センターをはじめとする比較的利用者の多い公共施設については、オンライン予約の導入を今後どのように進めていくのかという質問でした。それに対して本市では、現在71施設の空き状況照会が可能で、例えば、くららや運動公園、小中学校体育館の空き状況の照会が可能で、そのうちの64施設では、オンライン予約ができるということ。また、スポーツ施設でいえば令和６年度に７施設、令和７年度では13施設をオンライン予約ができるよう追加をしているなど、段階的に拡充してきたと答弁しています。

続きましては60ページ、いきいきこどもクラブ に関する質問ですけども、地域によって利用状況や受入れ枠に差があるので、定員に余裕がある地域の実情を踏まえて、今設けている利用条件や運用方法について今後検討していく余地があるのではないかという質問を頂きました。これに対しましては、いきいきこどもクラブは基本的には保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学生を対象とした事業として、国県の補助金を活用して利用しているということ。そして、例えば、対象児童を広く受け入れると方針を転換した場合には、補助対象外になることが想定されるので、国の動向や財源確保も含めて、利用条件の在り方を検討していくという答弁をしております。

続いて地域の実情に応じて、子供が主体的に過ごせる放課後の在り方を検討する考えがあるかということに対して、例えば学校から一旦家へ入らないと、学校の校庭等敷地内で遊べないというルールを指摘されたのですが、それに対しまして、学校ごとの指導やルールは、子供の安全確保や地域の実情を踏まえて定められているということで、今後は校庭の使い方を含めて、コミュニティ・スクールの仕組みを活用しながら、学校と家庭、地域が対話を通じて、子供の居場所づくりが進められるように支援していくと答弁をしました。

続きまして、65ページをお願いします。西条駅周辺一帯を将来どのようなまちにしようとしているのか、将来ビジョンについての質問でした。これに対して、西条駅周辺一帯が本市の中枢を担う広域的な都市拠点であること。そして、芸術や文化、歴史に触れるためのゲートウェイであると答弁をしております。また、西条駅東側では西条酒蔵通りを中心に、酒蔵群や国分寺などの歴史文化資源を生かした景観形成や観光振興を図るということ。そして、くららや美術館、大屋根広場周辺では交流とにぎわいを生み出す空間形成を進めるということ等を答弁しております。

続きまして、67ページです。地域と学校が連携したBBベースについて今後どう展開していくのかという質問でございました。これに対して、BBベースにつきましては、地域における具体的な活動として着実に広げていくことが重要であるという認識、そして現在は、コミュニティ・スクールの仕組みを活用して、学校家庭地域が対話を重ねる中で、地域が主体となって、放課後子供教室などの子供の

居場所を運営していくと答弁しました。また、こうした取組の参画者を広げて、幅広い運営につなげていくために、本年度から新たに地域丸ごと子供の居場所づくりという事業をしていくこと。この事業は、社会教育の取組として、人づくり、つながりづくり、地域づくりの好循環を目指しながら、地域全体が子供の育ちを支える環境づくりを進めるものであると答弁しております。

説明は以上です。

○　市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○　棚橋委員：まず先ほどの御説明とあわせて、さらなる説明で分かりました。ありがとうございます。放課後児童クラブ、先ほどの説明と合わせてよく分かりました。53ページの長者山城について、関係団体が調査して、教育委員会も赤外線の写真等である程度確認されたと報道がありました。この答弁によりますと、今後教育委員会として新たに学術調査をされるのか、既にある程度学会が詳細に調査したものに基づいて今後の方針を決めていこうとされているか、今後の目途があるようでしたら教えてください。

○　倉増文化課長：以前新聞報道で専門委員の調査の見解がありました。その他任意団体による現地目視による調査ですので、今後それが、言われているような古代山城なのか、もしくは中世の山城なのかということは、一度専門家の方に見ていただいて、今検討していますのは文化庁の調査官に見ていただいて、精度の高い調査が必要であれば試掘をして、本格的な発掘調査をするか見極めていきたいと考えております。

○　棚橋委員：よく分かりました。ありがとうございます。

○　京極教育長職務代理者：16ページ、生成AIについて、難しい問題だと思います。方向性はあるのでしょうか。

○　西村指導課長：文科省で作られている活用についてガイドラインを参考に案を作成中です。１つは教員が校務や授業で活用するか、具体的な例を示しつつ作りたいと思います。子供たちに対しては年齢によって、例えば中学生は英会話のアプリでは親和性が高いと思われますが、どのように使っていくか検討していきたい。

○　京極教育長職務代理者：どういう分野に使ったらいいかというのはすごく難しいところなので、教員の方の経験も必要ですし、見極めが難しいと思います。

○　島本委員：18ページにあるメディアコントロールウィークが松賀中学校区であったというのは、今年からですか。

○　西村指導課長：今年からではないです。松賀中ではメディアコントロールといった名称で、他校ではノーメディアデーと言った名称で、例えば試験期間中にメディアを使わないといった取組が各校で広がっています。松賀中学校について特にここで取り上げられた理由は家庭と連携して、子供たちがしっかり振り返りをして次につなげているということで、効果が上がっているようです。

○　島本委員：中学校区ということで、小中学校で連携されているのは良いと思います。

他の学校でもされているということで、例えば各学校の生徒会同士で主体的にどういうことをやるか共有されると良いと思います。試験中は小学生もテレビを見ないだとか昔から取り組まれているとは思いますが、ぜひ学校同士交流して、子供が主体的に作っていくといいと思います。現状ですと、他国のように年齢で制限することは難しいと思います。ぜひ子供たちの主体的な活動に繋げてほしいです。

○　西村指導課長：生徒会を活用するのは大事な視点だと思います。主体的に子供たちが動くというのが大切だと考えています。自分の学校の取組は分かりますが、他校の取組は分からないということで、実際に生徒が行き来するのは難しいですが、オンラインを活用して、SNSの利用を含めて各生徒会で話題に上げられたら良いと聞かせていただきました。

○　島本委員：以前いじめの件について生徒会で報告があったと思います。そういった実績があるので、またぜひ活用してください。

○　柏崎委員：保護者のほうとしては、中学校の地域では、部活動の地域展開が進むと、自宅にいる子が増えていき、手に取りやすいSNS、生成AIに触れる時間が増えてくると思います。相談相手がまずAIというのは保護者にとって危機感もあります。ネットの中が子供たちの居場所に指定されてしまうのではという危機感を持っています。それに合わせた対策はありますか。保護者でできる取組があれば教えてほしいです。

○　西村指導課長：子供たちがSNS等に対してどのように向き合うか、規制するという方法もありますが、どのように付き合うか、正しく付き合う方法を学ぶ必要があると思います。今回の一般質問でもありましたが、情報モラル教育の推進をしつつ、SNSを使うことによって起きるリスクや、常習性があるようなゲームなどのある程度仕組みを理解したうえで、子供たちがしっかりと自分で考えて付き合える形を指導していきたいと考えています。

○　柏崎委員：BBベースだとかを活用して、子供たちが第３の居場所へ流れていけばいいと思います。保護者も協力したいと思います。

○　正司委員：67ページのBBベースについてですが、コミュニティ・スクールの仕組みを活用して、中学校部活動の地域展開に繋げることはできるのでしょうか。

○　矢原教育監：部活動の地域展開については、令和10年度中の実施に向けて進めているところですが、各学校においてどのように地域展開していくのかというのは、非常に不安に思っているところもあります。そういったところで、平日の活動も含めた部活動の在り方を、実際に学校運営協議会での課題として、地域が受け皿になることができないかというような話を進めている学校や、コミュニティ・スクールの機能を使って進めている学校もあります。地域展開を進める上では、どうしても地域の協力が必要であるので、コミュニティ・スクールの視点からも展開できるよう進めていきたいと思います。

○　市場教育長：ほかにはありませんか。

報告第26号　学校給食非喫食者への支援について

○　市場教育長：次に、報告第26号　学校給食非喫食者への支援について、説明をお願いいたします。

○　鷹橋学事課長：報告第26号、12ページをご覧ください。

はじめに、１の「趣旨」でございます。今年度から国県の支援及び市の財源を活用して実施しております、小学校給食費の実質無償化、における公平性を担保するため、重度のアレルギー、不登校、宗教上の理由等により、学校給食の全部を喫食していない児童の保護者に対し、食材費相当額を基本とした支援を行うものでございます。

２の「支給対象者」をご覧ください。次の全ての要件を満たす場合に、支給の対象といたします。まず、市立小学校に在籍する児童の保護者等であること、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の理由等により、やむを得ず、完全に給食を停止していること、30回以上給食を喫食していないこと、の３つでございます。

続いて、３の「給付額及び財政影響」をご覧ください。「給付額」は小学校給食の１食単価330円に非喫食回数を乗じた金額を給付額とします。「財政影響」の見込みは、アの「対象者数」は、約100人を見込んでおります。

次に、４の「今後のスケジュール」でございます。７月に交付要綱策定、保護者への周知を行い、年度末に、非喫食回数に応じた金額を給付する予定としております。説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○　市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○　島本委員：条件に合った対象者は、誰が管理するのですか。

○　鷹橋学事課長：教育委員会学事課で喫食数を管理して、年度末に該当者に通知します。

○　島本委員：学校の負担ではないということですね。事務が煩雑ですよね。

○　鷹橋学事課長：事務局の負担は増えてくると思います。給付対象になったという旨を保護者に対して周知をしてもらうというような事務的な負担は、学校に対しては求めるものではございません。

○　市場教育長：ほかにはありませんか。

報告第27号　GIGAスクール構想の進捗状況等について

○　市場教育長：次に、報告第27号　GIGAスクール構想の進捗状況等について、説明をお願いいたします。

○　西村指導課長：「GIGAスクール構想の進捗状況等について」ご説明いたします。別冊資料をご覧ください。

資料の１ページ、１「GIGAスクール構想の推進」をご覧ください。

GIGAスクール構想のもと、１人１台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤を生かし、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を推進しております。これにより、「主体的・対話的で深い学び」を通した資質・能力の育成を図るとともに、教員の指導力向上や教育環境の充実を通じて、教育の質の向上を目指しております。

次に、２の「本市におけるICT活用の状況」をご覧ください。

児童生徒の活用状況につきましては、小学校では活用頻度が大きく向上し、日常的な活用が定着しております。一方で、中学校については一定の水準を維持しているものの、全国と比較するとやや低い状況にあり、さらなる活用の充実が課題となっております。また、ICT活用に対する意識については、「効力感」「活用する自信」ともに概ね高い水準にあります。小学校では日常的な活用により両者の向上が見られる一方、中学校では自信の面に課題が見られます。

教員の活用状況につきましては、全体として指導力は向上しているものの、授業や教材研究における実践的な活用には改善の余地があり、継続的な取組が必要であると認識しております。

続いて、３の「本市の取組」をご覧ください。

先ほどの調査結果から明らかとなった課題を踏まえ、その解決に向けて本年度重点的に取り組む内容を整理したものです。まず、教員研修についてです。実践的な内容やオンデマンド型の研修により、教職員が段階に応じて学べる体制の充実を図っております。特に、「Let’s Try GIGA研修」については、今年度、研修内容を見直し、ICT活用に苦手意識を持つ教員を対象とした、クラウドや主要アプリの活用に重点を置いた実践的な操作研修とし、基礎的なICT活用力の向上を図っております。また、ICT支援員を本年度１名増員し、各学校のニーズに応じて、研修内容や期間、回数等を柔軟に設定できる体制を強化し、支援の質を高めております。

次に、児童生徒の学習の場の充実についてです。

令和３年度から継続して実施しております広島大学と連携した広域交流型オンライン学習に加え、本市独自のオンライン社会見学等も実施し、児童生徒が多様な視点に触れる機会の拡充を図っております。また、小規模校においては、多様な意見に触れ、考えを深める機会が十分に確保されにくいという課題があることから、小中一貫校や小規模校を対象にオンライン交流やオンライン授業を実施し、学びの充実を図っております。

最後に、４の「今後の方向性」をご覧ください。

教職員が日常的にICTを活用できる環境整備と、児童生徒の活用機会の拡充により学びの質を高めるとともに、校務のデジタル化による業務の負担軽減と質的向上を進め、教育活動に専念できる体制を整備するための取組を示しております。「多様な学びの実現」、「情報モラル教育の推進」、「校務のデジタル化と生成AI活用の推進」の３点に重点をおきながら、学校への支援・指導を行うことで、GI

GAスクール構想の更なる推進を図り、児童生徒一人一人の可能性を最大限に引き出す、東広島教育の実現へとつなげてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○　市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○　島本委員：ICT支援員とGIGAスクール支援員は、学校支援センターに配置されているのでしょうか。

○　西村指導課長：ICT支援員は支援センターから派遣しております。GIGAサポーターについては、教育総務課において業務委託で配置しております。

○　島本委員：GIGAサポーターは元教員ではないのですか。

○　西村指導課長：GIGAサポーターは教員ではなく、実際の環境整備に長けている方をサポーターとして派遣しています。ICT支援員は元教諭で、授業において実際どのように使うかという点を支援していただいているところです。それぞれの役割分担をしています。

○　島本委員：分かりました。３の不登校や不登校傾向の児童生徒への支援ということで、とてもいいことだと思いました。実際にどのように活用されていますか。

○　西村指導課長：広域交流型オンライン学習として広島大学との連携事業についてですが、不登校の傾向のある児童生徒への支援として実際には通常の学級とつないでいくことがメインです。それとは別に、SSRとして、今までは小学校の授業が多いですが、中学校にもSSRが入るような事業として進めています。例年増えており、延べ200名程度の参加がありました。

○　市場教育長：スクールＳともつながっていますか。

○　西村指導課長：今お話ししたのは、市内各学校とのつながりということですが、これとは別に、例えばフレンドスペースや、県のスクールＳといった不登校支援センターとつながっています。

○　島本委員：有効に使えたらいいと思います。これは意見になるのですが、タブレットが重いので、タブレットを使わない日は学校に置いていくなどといった対応できたらと思います。

○　市場教育長：ほかにはありませんか。

その他ア　第38回東広島市民スポーツ大会開会式及び陸上の部の中止について
その他イ　「堀尾幸男 舞台美術展 「無限」のたわむれ」の開催について
その他ウ　次回教育委員会定例会の日程について

○　市場教育長：それでは、「その他」に移りたいと思います。この度は、個別案件についての説明は省略させていただきますが、特に伝えたいことが事務局からありますか。

　続きまして、次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いいたします。

○　村上学校教育部要支援児童政策統括監兼教育総務課長：次回教育委員会定例会の日程についてでございますが、次回は、７月24日金曜日10時から、本館３階会議室303でお願いしたいと思います。次々回は、８月28日金曜日10時からでお願いしたいと思います。説明は以上でございます。

○　市場教育長：ありがとうございました。それでは次回は、７月24日金曜日10時から、本館会議室303で決定いたします。次々回は、８月28日金曜日10時からをご提案いたしましたが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、よろしくお願いいたします。

その他、事務局からありますか。

その他、委員の皆様からございますか。

○　市場教育長：以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。それでは、以上で会議を閉会いたします。皆様、ご協力ありがとうございました。

閉会　午後２時９分